一般廃棄物処理手数料月払い申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）さいたま市長

住　所

氏　名

　法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名、

電話番号

事業系一般廃棄物から分別された資源物をリサイクル処理するため、下記施設へ搬入するにあたり、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第１５条第１項第５号の規定により、一般廃棄物処理手数料を一括月払いにより納入したく申請します。

記

１　対象資源物と搬入先

（１）飲料びん・飲料かん

●市直営施設

東部環境センターリサイクル施設 （旧 東部リサイクルセンター）

さいたま市見沼区膝子６２６番地１

（２）紙ごみ（エコペーパー）

●市指定処理施設

　　　　　　　エコペーパーリサイクルセンター見沼　（ＮＰＯ法人エコシステムさいたま）

　　　　　　　　さいたま市見沼区深作３丁目４１番地１０

　　　※　手数料等減額決定通知書に記載されている廃棄物の種類を扱う施設のみとする。